

地球温暖化対策基本法案の概要

1 趣旨

気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止し、また適応を図るため、国際的協調の下、我が国の中長期的な排出量の削減目標を設定し、その達成を目指して、国内排出量取引制度、地球温暖化対策税及び固定価格買取制度の創設、革新的な技術開発の促進等の措置を講じることにより、新たな産業の創出及び就業の機会の拡大を通じた環境と経済の両立、地球環境・生態系の保全を図る。

2 法案の概要

1 基本原則

- 新たなライフスタイルの確立等を通じた低炭素社会の実現
- 国際社会に対する積極的貢献
- エネルギー安全保障への寄与、エネルギーの安定供給の確保
- 技術開発その他の研究開発・普及の促進
- 地球温暖化対策に資する産業の発展・就業機会の拡大、経済との調和

2 中長期目標の設定

- 我が国の温室効果ガスの排出量を
 - ・ 2020年までに、1990年比25%削減する
 - ・ 2050年までのできるだけ早い時期に、1990年比60%超削減をめざす
- 新エネルギー等の供給量を、2020年までに一次エネルギー供給量の10%とする

3 基本的施策

- ① 国内排出量取引制度の創設（2011年度）
- ② 地球温暖化対策税の創設
- ③ 固定価格買取制度の創設その他新エネルギーの利用の促進
- ④ 革新的な技術開発の促進
- ⑤ エネルギーの使用の合理化（建築物・機器等に係る省エネ等）
- ⑥ 排出量情報等の公表（CO₂の見える化）
- ⑦ フロン類等の使用の抑制等
- ⑧ 温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化
- ⑨ 地球温暖化対策に係る新規事業への支援
- ⑩ 地方公共団体の温暖化対策への財政措置
- ⑪ 地球温暖化への適応のための施策
- ⑫ 国際協力の推進
- ⑬ 教育・学習の振興
- ⑭ 調査及び監視の実施、技術普及のための制度調査・研究
- ⑮ 政策形成への民意の反映等、地球温暖化対策委員会の設置

3 附則関係

1 施行期日

公布の日から起算して1月以内において政令で定める日

2 セクター別アプローチ

有効性及び国内外における普及について検討し、必要な措置を講ずる。